

「ジェネリック医薬品差額通知」を実施します

共済組合では、医療費増高対策及び組合員の皆様の負担軽減を目的として、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

この通知は、組合員及び被扶養者の皆様が医療機関等で処方された医薬品の支払い額が、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にどれくらい減額されるのかをお知らせするものです。

●通知対象者

調剤薬局や医療機関で薬を処方されている方の中で比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ切り替えることで切り替え前に比べて自己負担が一定額以上軽減されると見込まれる組合員及び被扶養者の皆様が対象です。

●通知時期

11月中に組合員の皆様のご自宅へ送付します。

●ジェネリック医薬品への切り替えについて

この通知は、組合員及び被扶養者の皆様にジェネリック医薬品を検討していただく資料としてお送りするものであり、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

ジェネリック医薬品を使用してみたいとお考えの方は、効能等について医師・薬剤師に相談のうえ、使用いただきますようお願いします。



●ジェネリック医薬品差額通知の効果

平成28年11月に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りした方が、送付後の平成28年12月から平成29年5月までの半年間にジェネリック医薬品へ切り替えた効果を測定した結果、削減できた金額は月平均で約183,000円、半年間の累計では約1,100,000円になりました。

